

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

★雇用保険追加給付問合せ専用ダイヤル **0120-952-807**

★労災保険追加給付問合せ専用ダイヤル **0120-952-824**

★船員保険追加給付問合せ専用ダイヤル **0120-843-547**
0120-830-008

受付時間 平日8:30～20:00

1/12（土）～14（月）もお問い合わせを受け付けます。（8：30～17：15）
ご相談の期限は、当面、設けません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク・全国健康保険協会・日本年金機構
LL310111保01

厚生労働省からのお知らせ

▶厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

毎月勤労統計調査の「500人以上規模の事業所」について、全数調査するとしていましたが、2004年以降、東京都に対し、厚生労働省が抽出した事業所名簿を送付し、当該名簿に基づき抽出調査を行うこととしていました。

また、2017年までの集計は全国均一の抽出率という前提で行われており、抽出調査が行われていた東京都分について復元が行われていませんでした。

この結果、統計上の賃金額が低めに出ており、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険、労災保険、船員保険の給付額に影響が生じています。

▶今後の対応方針

国民の皆様に不利益が生じることのないよう、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します（現在受給されている皆様にも対応します）。

- ☞ 追加給付が必要な方には、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
- ☞ 本来の額よりも多くなっていた方には、返還は求めないこととします。

関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

国民の皆様には、御迷惑をおかけしておりますこと心よりお詫び申し上げます。

雇用保険関係の給付を受給された方へ

次の雇用保険関係の給付を、2004年8月以降に受給された方が対象となり得ます。

- ◆ 基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆ 個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆ 就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆ 高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆ 教育訓練支援給付金
- ◆ 就職促進手当（労働施策総合推進法）、失業者の退職手当（国家公務員退職手当法）等

※ 2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

追加給付のためのシステム改修等の準備が整い次第、住所データが残っている方については、お手紙にてご連絡を差し上げることを予定しています。

住所データがない方や転居等で住所が不明となった方については、記者発表やホームページ等を通じて、追加給付の可能性がある給付の種類や受給時期等をお示しし、国民の皆様に申し出ていただくよう御協力を呼びかけていきます。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管して下さい。

【雇用保険の失業等給付】 受給資格者証、被保険者証

【失業者の退職手当】 失業者退職手当受給資格証 等

【就職促進手当】 就職促進手当支給決定通知書など支給の事実が確認できる書類

※ 労働政策総合推進法の就職促進手当等は、システムによらず追加給付を行いますので、ハローワークでの確認・準備作業が終了し次第、追加給付の事務を開始いたします。

雇用調整助成金を受給された事業主様へ

2004年8月から2011年7月までの間及び2014年8月以降に、休業、教育訓練又は出向の初日を設けて雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含みます。）を受給されている場合、追加支給の対象となる可能性があります。

※ 1人1日当たり助成額単価が、雇用保険の基本手当日額の最高額を超えていた場合、追加の支給を受ける対象となります。

所在地データが残っている事業主については、準備が整い次第、お手紙にてご連絡を差し上げます。2004年8月から2011年7月までの間に休業等の初日を設けた雇用調整助成金を受給していた場合は、助成金の申請に当たり、各都道府県労働局に提出された申請書（支給申請書やその添付資料の賃金台帳等）及び支給決定通知書が必要となります。

労災保険の給付を受給された方へ

2004年7月以降に、次の給付を受けた方のうち、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて支給額の再計算を行い、追加給付が必要となった方が対象となります。

- ◆ 傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆ 障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆ 遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆ 休業（補償）給付、休業特別支給金 等

システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

船員保険の給付を受給された方へ

船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付額は、原則として、個々の被災者の被災時における標準報酬月額に基づき算定され、補償効果が目減りすることを防ぐため、労災保険のスライド率を乗じています。

このため、毎月勤労統計の再集計値等を用いたスライド率の再計算結果により、2004年8月以降に船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等（※）を受給されていた方のうち、必要な方について追加給付を行います。

※障害年金や遺族年金のほか、職務上傷病手当金、障害手当金、遺族一時金等の給付も対象となる可能性があります。

対象者の特定や給付額の確定作業を早急に進め、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、支給決定通知・振込通知、年金証書、改定通知書は捨てないでください。

今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も厚生労働省ホームページにて公表していきます。

今後、facebookやツイッター等でのお知らせも予定しています。